

## 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の解説

統括研究員 豊田 俊一

### 〔1〕はじめに

ASBJ は、関係者からの要請を受け、比較的初期の段階から我が国の会計基準を、整合性を保ちつつより効率的に開発できるよう、我が国の会計基準の前提となっている基本的な考え方を整理し、明文化する作業に取り組んできた。そして、2006年12月には、これまでの検討の成果をまとめた財務会計の概念フレームワークをASBJの討議資料として公表するにいたった。

概念フレームワークでは、会計基準の開発を通じて達成すべき財務報告の目的を確認するとともに、全体としてその目的を達成するための概念的な枠組みを示している。全体が有機的な一体として密接に結びついているため、部分的にその内容を取り出して説明することは難しい。本稿では原文を通してお読みいただけることを前提として、その骨格となる部分に焦点を絞り、全体像を概観することとしたい。

なお、文中意見にわたる部分については、筆者の私見である旨を予めお断りしておきたい。

\*\*\*

ASBJ が、概念フレームワークの明文化に積極的に取り組んできた背景には、会計基準の開発を巡る昨今の環境の変化がある。経済取引の進展や関係法制度の整備にともない、新たな経済取引が表れ、また会計基準自身の国際的な収斂が進められる中で、ASBJ として取り組むべき新たな会計基準の開発や、既存の会計基準の見直しの案件が急増している。これらの課題に効率的に対処し、体系的に会計基準を発展させてゆくために、明文化された指針の必要性が高まってきたことが挙げられる。

また、ASBJ における会計基準の開発は、国際的な会計基準の開発動向を注視しつつ進められているが、この中で、特に強い関心と懸念が持たれているのは、例えば、資産負債アプローチのもとでの業績報告や収益認識、経済的単一体説に基づく企業結合会計等、財務会計の基本的な考え方に関わるテーマである。会計基準の国際的な収斂の実現に向けて、今後、これらのテーマについて国際的に議論を進めていくうえでも、我が国の考え方をきちんと明文化し、それに基づいて意見発信ができるようにしておくことが望ましいと考えられたことも挙げられる。

このような背景の下で、ASBJ は概念フレームワークを明文化する作業に継続的に取り組んできたが、2004年7月には、ASBJ が設置した基本概念ワーキング・グループの取り纏めた内容を、ASBJ より討議資料『財務会計の概念フレームワーク』として公表している。この討議資料は、その後ASBJ が会計基準の開発を行う過程において、指針としての有用性を検証してきており、また、この討議資料に対する内外からの意見も蓄積されてきた。

このような蓄積を踏まえ、ASBJ は2006年5月に基本概念専門委員会を設置し、先の討議資

料を土台として我が国の概念フレームワークを取り纏め、公表するための検討を開始した。2006年12月末にASBJが公表したものは、このような検討の成果である。公表の形式としては、当初、公開草案とすることが予定されていたが、現在、IASBとFASBとの間で共通の概念フレームワーク開発のためのプロジェクトが進行中であることに配慮して、討議資料にとどめたままASBJの見解として公表することとした。内容的には、我が国の会計基準について、概念的な基礎を提供するための努力の一環として、当委員会がこれまで数年にわたって行ってきた議論の結果を示すものである。

## **〔2〕 2004年7月の討議資料からの主な変更点**

概念フレームワークを取り纏めるための審議は、2004年7月に公表されている討議資料を土台としつつ、その後の蓄積を十分に踏まえて進められた。特に疑問の多かった点や、わかりにくいという指摘の多かった点については、よりわかりやすい記述とすることを試み、会計基準開発の指針としての役割をより十全に果たし得る内容とすることを目指した。そのため、討議資料の全般にわたり、様々な記述の工夫や改善が試みられ、ブラッシュアップが図られている。ここでは、その中で特に次の点を挙げておきたい。

会計情報の質的特性に関しては、基本的な特性である意思決定有用性を支える特性につき、従来は、意思決定との関連性、内的整合性及び信頼性の3つと整理していたが、これを、意思決定との関連性と信頼性の2つの特性に整理し直すとともに、内的整合性については、新たに「一般的制約となる特性」として位置付け直した。また、従来は他の特性に包摂されるものとして記述されていなかった「比較可能性」についても、「一般的制約となる特性」として位置付けるとともに、誤解が生じがちなその意味内容についても丁寧に書き込むこととした。なお、「一般的制約となる特性」とされたのは、会計情報が有用であるために必要とされる基礎的な条件であり、会計情報の意思決定関連性や信頼性が満たされているか否かを間接的に推定する際に利用される特性の意である。

財務諸表の構成要素に関しては、純利益を生み出す投資の正味ストックとしての「株主資本」を、財務報告の目的を達成するためにその対象とすることが必要な項目であることを明らかにするため、新たに構成要素として定義した。また、構成要素とすべきか否かの判断基準は、究極的には財務報告の目的の達成に貢献できるか否かにある。そのため、ある事象を構成要素とすべきか否かについては、この観点からの一般的な制約がある。今回の討議資料では、そのような一般的な制約を、その内容を示す「財務報告の目的による制約」と呼ぶこととした。

また、純利益の定義に用いられている、「投資のリスクからの解放」という概念については、財務諸表の認識と測定の箇所でも説明を行っていたが、その内容を構成要素の段階で説明すべき内容と、認識・測定の段階で説明すべき内容とに整理して、より詳しく記述した。また、収益や費用と「投資のリスクからの解放」との関係についてもより明瞭に記述を行った。

### 〔3〕財務報告の目的

この概念フレームワークは、まず、財務報告の果たすべき目的を明らかにするとともに、その目的を達成するために、会計情報にはどのような質的な特性が求められるのか、どのような経済事象を報告対象とし、それをいつ認識するのか、どのように測定するのかといった考え方の枠組みを要約、明文化したものである。

第1章において、財務報告の制度としての目的を明らかにしているのは、一般に社会のシステムについては、それに関して期待されている目的が、その基本的な性格を決めるからである。言い換えれば、当該システムをどのように構築すべきかに関する究極的な判断基準は、そのシステムに期待されている目的をいかによく達成することができるかということにはかならない。

その上で、第2章以下の各項目の記述に際しては、常にこの財務報告の目的との関連が強く意識されている。このように、概念フレームワークを記述する上で、その達成目標である、財務報告の目的にできるだけ忠実であろうとしたことが、今回公表された討議資料の最大の特徴であるということができよう。

この概念フレームワークが対象としているのは、ディスクロージャー制度の下で求められる財務報告を作成するための会計基準である。そこで、まず、前提となっている、ディスクロージャー制度の存在意義から確認しておく必要がある。

現行の経済社会は株式会社を中心に機能しているが、経営者は資本市場を通じて広く投資家から巨額の資金を調達することによって大規模な事業を営んでいる。他方で、資本市場は、投資家に対して様々の投資機会を提供しているが、投資家が不確実な将来キャッシュフローに対するの期待のもとに、資金を企業に投下する意思決定を行うためには、その不確実な成果を予測することが必要であり、その予測を行うためには、投資家は企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているかについての情報を必要としている。

しかし、企業の現状に関する情報の入手機会については、投資家と経営者の間には大きな格差がある（情報の非対称性）。それを放置すれば、企業の発行する株式や社債などの価値を推定する際に投資家が自己責任を負うことはできないため、証券の円滑な発行・流通が妨げられ、投資家は投資機会を十分に活用できず、経営者も必要な資金を低コストで集めることができなくなる。ディスクロージャー制度は、このような資本市場の機能障害を解決するため、経営者による私的情報の開示を促進し、情報の非対称性を緩和することが目的である。

このように見てくると、財務報告の目的は、ディスクロージャー制度の一環として、自己の責任で将来を予測し投資の判断を行う投資家のために、企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の投資のポジション（ストック）とその成果（フロー）を測定して開示することであるといえる。投資の成果を示す利益情報は、企業価値評価の基礎とな

る将来キャッシュフローの予測に広く用いられている。また、投資の成果の絶対的な大きさだけでなく、それを生み出す投資のストックと比較した収益性（効率性）も予測に当たって重視されるため、利益を生み出す投資のストックの情報も同時に必要とされる。

このように、財務報告の目的が、投資家が将来の成果を予測し企業価値を評価する上で役立つような企業の財務の状況に関する情報を提供することにあるとしても、財務報告は企業価値そのものを評価して報告すべきものではない。次にこの点を、ディスクロージャー制度の各当事者の役割を分析的に考察することによって確認しておきたい。

ディスクロージャー制度の主たる当事者としては、情報を開示して資金調達を行う経営者と、情報を利用して企業に資金を提供する投資家、及びこの両者の間に介在して、保証業務を通じて開示される情報の信頼を高める監査人の3者を挙げることができる。ここでは、このうち特に経営者と投資家との役割分担について考えておきたい。

投資家とは、証券市場で取引される株式や社債などに投資する者（これらを現に保有する者だけでなく、これらを保有する可能性のある者も含んでいる）であるが、開示された情報を利用して、自己の責任で将来の企業成果を予想し、現在の企業価値を評価する役割を担っている。これに対して、経営者の役割は、投資家はその役割を果たすのに必要な情報を開示することである。

ここでのポイントは、投資家の投資意思決定のもとになる、企業価値の評価そのものは、投資家自らの責任で行われるべきものだという点にある。経営者には、投資家がこのような評価を行う上で、役に立つ情報を開示することが期待されているが、経営者自身が企業価値を評価して報告するのではなく、このような評価に役立つ事実としての情報を開示することが求められている。もちろん、現行の会計基準の中にも、会計情報を開示する上で経営者自身の予測が必要となる場合も少なくないが、それを開示する目的は原則として現在までに生じている事実を明らかにすることにあると考えられる。

この点については、今述べたこととは逆に、当該事業について情報優位にある経営者が、企業価値の推定においても、投資家よりも高い能力を有するという考え方から、企業価値の評価そのものを経営者に期待する向きがあるかもしれない。

しかし、まずこのような主張の前提となっている、経営者は企業価値の推定について、投資家より高い能力を持っているという考え方そのものが、必ずしも正しいとはいえない。企業固有の要因については、経営者は独自の内部情報を有しているため優位な立場にあるとしても、それ以外の要因（例えば、景気、金利、為替など経済全体に関わる要因）については、経営者が優位な立場にあるとは限らないため、全体として経営者が企業価値の推定について投資家より高い能力を持つとはいえないからである。

しかし、この問題を考える上でさらに本質的に重要なのは、企業価値に関する経営者自身の評価を開示して資金調達を行うことが、証券の発行体はその証券の価値に関する自己の判断を示して投資家に売買を勧誘することに他ならないという点であり、そのこと自体、証券取引法制の精神に反しているという点である。また、見込みがはずれた場合にも、経

営者としてその判断に対して責任を負うことは難しい。投資は、あくまでも投資家の自己責任にもとづく企業価値の評価にもとづいて行われるべきものである。

討議資料では、このように、企業価値を主体的に見積るのは自らの意思で投資を行う「投資家」であって、財務報告には、その見積りにあたって必要な、予想形成に役立つ「基礎」を提供する役割だけが期待されている点が確認されている。

なお、ディスクロージャー制度の下で、以上で述べた目的を担って開示されている会計情報が、私的契約等を通じた企業関係者間の利害調整や、会社法に基づく配当制限や、税法に基づく税務申告制度など不特定多数を対象とするいくつかの関連諸法規や政府等の規制等においても、それぞれの目的に沿った調整を行った上で利用されることがある。ディスクロージャー制度の下で開示される会計情報がこのように副次的に利用されるのは、それぞれの目的ごとに、それに適った会計情報を別個に開発するよりも全体としてのコストが節約できるためであると考えられる。

会計基準の設定にあたって最も重視されるべきは、財務報告の目的の達成であることは言うまでもないが、多くの関係者により副次的に利用されているような場合には、そのような副次的な利用との関係も検討しながら、財務報告の目的の達成が図られることになる。

#### **〔4〕 会計情報の質的特性**

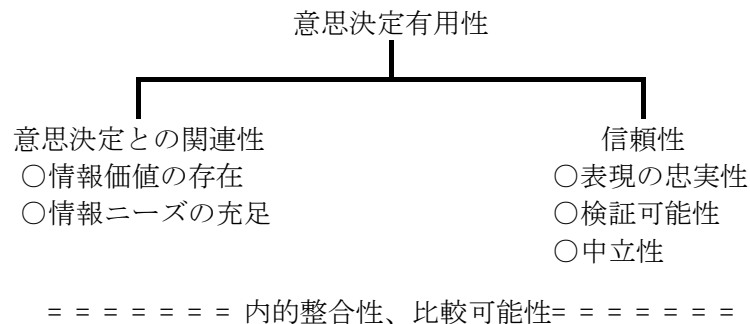
会計情報の質的特性の章で論じられているのは、財務報告の目的を達成するために、会計情報は、どのような質的な特性を備えていなければならないかという問題である。財務報告の目的は、投資家による企業成果の予測や企業評価のために、将来キャッシュフローの予測に役立つ情報を提供することであるから、会計情報に求められる基本的で、最も重要な特性は、その目的にとっての有用性（意思決定有用性）ということになる。

しかし、概念フレームワークの役割は、将来の会計基準設定の指針となることにあるから、意思決定有用性の内容を、会計基準設定の指針として役立つ程度にまでブレイクダウンして記述することが求められる。この章ではその試みがなされている。

具体的には、意思決定有用性という基本的特性が実際に機能し得るように、これを支える「意思決定との関連性」と「信頼性」という2つの下位の特性を明らかにし、そのそれぞれの特性の内容についてさらに分析を加えるとともに、両者の関係にも触れている。

また、このような特性の階層全体を基礎から支え、必要条件ないし閾限界として機能する一般的制約となる特性として、「内的整合性」と「比較可能性」を挙げ、その意味内容を明らかにするとともに、限界についても述べている。その全体像を示すと図のようになる。

## 会計情報の質的特性



ここでは、意思決定との関連性と、一般的制約となる特性として位置付けを変更し、た内的整合性や新たに記述した比較可能性について若干触れておきたい。

### ○ 意思決定との関連性

意思決定との関連性は、「会計情報が将来の投資の成果についての予測に関連する内容を含んでおり、企業価値の推定を通じた投資家による意思決定に積極的な影響を与えて貢献する」という特性である。従って、この特性は、その情報を入手することによって、投資家の予測や行動が改善されること（情報価値の存在）と関わっている。

しかし、概念フレームワークが指針としての役割を果たすことが求められる最も典型的な場面である、これから新たな会計基準を作ろうという局面においては、これから提供されるであろう情報について事前に、投資家の行動を改善するか否かについて、十分に確認することは困難なことが多い。そのような場合には、投資家の情報ニーズに着目し、投資家の情報ニーズが、情報価値を期待させるものとして、会計基準の設定が行われることもある。討議資料では、「情報価値の存在」と「情報ニーズの充足」とが、意思決定との関連性を支える 2 つの特性と位置付けられている。ただし、情報ニーズの充足が、会計基準の設定に関して果たす役割については一定の限界があることも、併せて記述されている。

### ○ 内的整合性

内的整合性とは、個別の会計基準が会計基準全体を支える基本的な考え方（現行基準の体系）と矛盾しないことをいうが、会計情報が利用者の意思決定にとって有用であるためには、その会計情報を生み出す会計基準がこのような意味での内的整合性を満たしている必要があり、そのような矛盾のない体系から生み出された会計情報であることが必要である。この特性は、これまで有用な会計情報を生み出してきたと考えられる、会計基準全体を支える基本的な考え方、現行基準の体系との整合性を問題としているのであって、既存の個別の会計基準や慣行の維持、継続を問題としているわけではない。しかし、この点に対する誤解から、一部にこの特性を掲げることが会計基準の発展を妨げる保守的な姿勢に結びつ

くのではないかとの懸念も表明されていたため、今回の討議資料では、その正しい意味内容をより丁寧に説明している。

新たな会計基準を開発する際にも、本来は、それに基づく会計情報が意思決定との関連性及び信頼性を満たしていることを事前に確認する必要がある。しかし、これから新たな基準を作ろうとする局面では、事前にそれを確認するだけの十分な経験的証拠がないことが少なくない。そのような場合であっても、当該会計情報を生み出す個別基準が、今まで有用な会計情報を生み出してきたと合意されている既存の会計基準の体系と整合的であれば、そこから生み出される会計情報についても、意思決定との関連性や信頼性を満たすとの推定が働き、これに基づいて基準開発を進めることが可能となる。内的整合性は、このように会計基準の開発において、むしろ積極的な意義を有するものである。

ただし、このような推定が最も有効に働くのは、既存の会計基準の体系が有用な会計情報を生み出していると合意されている場合である。その合意が崩れ、有用な会計情報を作成するために従来とは異なる体系を必要とすると考えられる状況では、既存の体系に代わる新たな体系の構築が求められることになる。したがって、内的整合性を考慮する場合には、会計情報の有用性を支える基本的な考え方に立ち返ってその継続と変化を注視するという姿勢が重要だとされている。

内的整合性に対するもう一つの誤解は、明文化された概念フレームワークの文言を参照して基準作成を行ってさえいれば、内的整合性は自ずから満たされているという誤解である。内的整合性の参照枠は、現行の会計基準の体系を支える基本的な考え方である。その内容は、会計基準、会計実務、会計研究などについての歴史的経験と集積された知識の総体だとされている。会計理論がその核心をなす部分だが、その会計理論の妥当性は経験により裏打ちされるものであり、このように知識と経験とが結合されたものが内的整合性を考える上での参照枠だということになる。

もちろん、概念フレームワークは、その中から、会計基準の設定にとって特に重要な部分を記述しようと試みたものではあるが、経験の集積の中には記述できないものもあり、明文化された概念フレームワークは基本的な考え方の全てではないという点が重要である。

内的整合性を満たすためには、概念フレームワークにもとづいて会計基準の設定を行う必要があるが、必ずしもそれだけで十分だというわけではない。

## ○ 比較可能性

比較可能性は、国際的にも重視されている特性である。この特性は、信頼性の下位概念である表現の忠実性に包摂されているとも考えられたことから、前回の討議資料では明示的に記述されていなかった。しかし、比較可能性が問題とされる全ての局面が表現の忠実性に包摂されているか否か必ずしも明らかではないこと、及び比較可能性の意味内容について、必ずしも正確に理解されていない場合もあることから、今回の討議資料においては、一般的制約となる特性として明記するとともに、その意味内容について誤解がないよう説

明を加えている。

比較可能性は、「同一企業の会計情報を時系列で比較する場合、あるいは、同一時点の会計情報を企業間で比較する場合、それらの比較に障害とならないように会計情報が作成されていることを要請するものであり、そのために、同様の事実（対象）には同一の会計処理が適用され、異なる事実（対象）には異なる会計処理が適用されることにより、会計情報の利用者が、時系列比較や企業間比較にあたって、事実の同質性と異質性を峻別できるようにすることを求めるものである」とされている。

ここで、特に強調しておく必要があるのは、比較可能性というのは、形式基準だけに基いて画一的な会計処理を一律に要請するものではないという点である。逆に言えば、比較可能性は、状況に応じた会計方法の使い分けを否定するものではないということになる。

すなわち比較可能性には、2つの取引の法的形式は異なっているがその実質は同じだという場合に、同じ会計処理を適用することを要請するという側面だけでなく、逆に、2つの取引の外形的形式や一般属性は同じであるものの、その実質は異なっているという場合には、それぞれ異なる会計処理を適用することを要請するという側面も含んでいるのである。

全く同じ資産を保有している場合でも、販売目的で保有している場合と、自己使用の目的で保有している場合とでは、そこから期待される企業の将来キャッシュフロー（金額、タイミング、不確実性）は全く異なる。財務報告の目的の観点から、投資家の意思決定に有用な会計情報を提供しようとするならば、このような企業活動の実態や取引（企業活動）の実質を考慮し、その違いを適切に反映するため、異なる会計処理の適用が要請されることになる。

## 〔5〕財務諸表の構成要素

この章では、財務諸表の構成要素を定義することを通じて、財務報告が対象とすべき事象を明確にすることが試みられているが、ここでも重要なのは、財務報告の目的の達成に資するか否かが、財務報告が対象とする事象を選択する上での究極的な判断基準となっているという点である。

財務諸表は、財務報告の目的を達成するために、企業が実行した投資の特定時点のポジションと投資から得られた特定期間の成果の表示する役割を期待されている。構成要素となるのはその役割を果たすものであり、かつ、その役割を果たすものに限られる。

構成要素としては、先ず「資産」と「負債」を「経済的便益」という概念を用いて独立に定義しており、そこから「純資産」と「包括利益」の定義を導いている。また、財務報告の目的を達成する上での重要性の観点から、「純利益」にも定義を与え、これを生み出す投資の正味ストックとしての「株主資本」を「純資産」の内訳として新たに構成要素として定義した。「純利益」（や少数株主損益）の原因を示す「収益」や「費用」も、これらの利益に関連させて定義している。

「資産」と「負債」を真っ先に定義しているが、これは財務報告の対象を確定し定義する



作業が容易になるからであって、情報としての有用性を比較した結果そうしたというわけではない。また、認識と測定ところでも述べるが、資産や負債が「経済的便益」という概念を用いて定義されていることが、これらの測定にあたって、「時価」ないし「公正価値」など特定の測定属性を一義的に導くことを意図したものでないという点に留意が必要である。

## ○ 財務報告の目的による制約

今述べたように、ある事象が財務報告の対象とされるのは、財務報告の目的の達成に寄与し、財務諸表に期待される役割を果たす場合に限られる。このため、たとえ構成要素の定義を形式的に満たしていても、当該事象を報告の対象に含めることが財務報告の目的に適わない場合には、報告の対象とはならない。このように、財務報告の対象とすべきか否かを判断する上で、形式的に構成要素の定義を満たすか否かという判断だけでは不十分な場合に求められる実質的な判断を財務報告の目的による制約と呼んでいる。

もともと、構成要素の定義を行う際にも、この観点から、財務報告の対象として不適格な項目を排除するとともに、財務報告の対象とすべき項目を包摂するための努力が払われている。しかし、定義のみでこの要請を完全に満たすことは難しい。

例えば、いわゆる自己創設のれんのように、形式的に資産の要件は充足するものの、財務報告の目的に関して述べたとおり、それを報告の対象とすることが、経営者による企業価値の自己評価・自己申告を意味するため、財務報告の目的に反するものとして、資産に含めるべきでないといったものがある。このような場合にも、構成要素の定義を満たすことだけが強調されると、財務報告に不適格な事象も対象とすべきであるという誤った主張がなされるおそれがある。財務報告の対象とすべきか否かの判断規準が究極的には財務報告の目的に適うか否かという実質判断にあることを明示したのがこの制約の内容である。

## ○ 資産と負債

資産とは「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源」をいい、負債とは「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」をいう。

## ○ 純資産と株主資本

純資産は資産と負債の単純な差額をさすが、株主資本は、そのうち報告主体の所有者である株主（連結財務諸表の場合には親会社株主）に帰属する部分である。

純資産の一部を報告主体の所有者である株主に帰属する部分を株主資本として独立の構成要素としたのは、財務報告の目的との関係で、純利益に重要性があるからであり、純利益を生み出す投資の正味ストックとしての株主資本の情報も重視されるからである。

報告主体の所有者である株主に帰属する部分には、報告主体の所有者との直接的な取引に

よって発生した部分と、投資のリスクから解放された部分のうち報告主体の所有者に割り当てられた部分とが含まれる。その結果、株主資本は、株主との直接的な取引または、株主に帰属する純利益によって増減することになる。

## ○ 包括利益と純利益

包括利益とは、特定期間「における」純資産の変動額（注）をいう。他方、純利益は、特定期間「の期末までに生じた」純資産の変動額（注）（すなわち、特定期間の期末までに生じた包括利益）のうち、その期間中に「リスクから解放された」投資の成果であって、かつ、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。

（注）報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び前項にいうオプションの所有者との直接的な取引（広義の資本取引）による部分を除く。

純利益は、純資産のうちもっぱら株主資本だけを増減させる。

純利益は、リスクから解放された投資の成果を表している。ここで、「投資のリスク」とは、投資の成果が不確定であることをいう。投資を行うにあたっては、成果に対して事前に期待をもっているはずである。この投資にあたって期待された成果が事実となり、不確定性が消滅すれば、リスクから解放されることになる。リスクから解放された投資の成果といえるかどうかは、企業が行った投資に関するこのような期待に「対比される」事実が生じたか否かで判断されることになる。企業価値を評価するために投資家が求めているのは、このような、投資にあたって期待された成果に対して、どれだけ実際の成果が得られたのかについての情報であるといえる。

ところで、投資に関する期待の内容は、投資の実態や本質に応じて異なっている。従って、投資の成果のリスクからの解放のタイミングをどのように捉えるかも、投資の実態や本質に応じて異なり得ることになる。このことについては、認識と測定のところでも改めて説明したい。

この概念フレームワークにおいて、純資産の単純な期間差額（ただし、広義の資本取引を除く）である包括利益とは別に、純利益に独立した地位が与えられているのは、財務報告の目的を達成する上で、すなわち、投資家が将来の成果を予測して企業価値を評価する上で、リスクから解放された投資の成果を表す純利益の情報が重要であると考えられたためである。

この点、業績報告（財務諸表の表示）に関する、最近の国際的な議論においても、純利益の概念を排除して、包括利益のみで代替させようとする動きがみられる。

しかし、現時点までの実証研究の成果では、投資家にとって、包括利益情報が、純利益情報に取って代わるような情報価値を有しているとはいえない。

逆に、純利益の情報は長期にわたって投資家に広く利用されてきており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されている。企業評価に役立てるためには、何らかの企業評価モデルが必要となるが、貸借対照表の情報や、そこから単純に導出される包括利益情報「の

み」をもって、企業価値を評価するような企業価値評価モデルは知られていない。

このように、仮に包括利益が報告されることになっても、その情報がこれまで報告されてきた純利益に代替し得るものとは考えられない。そのため、討議資料においては、純利益に、引続き従来どおりの独立した地位が与えられている。

討議資料は、他方で、純利益とともに、包括利益にも独立した地位を与えており、純利益「に加えて」包括利益の報告を行う可能性については排除していない。これは、今後の研究の進展次第では、包括利益にも純利益を超える有用性が見出される可能性もあるからであり、また、純利益が引続き報告されるという前提で、包括利益がこれに追加して報告されたとしても、投資家が誤導されるという弊害も考えにくいからである。このような判断から、国際的な動向にも配慮して、包括利益についても構成要素として定義が行われている。

ちなみに、純利益と包括利益との間の関係を示すと次のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{純利益} &= \text{包括利益} - \text{投資のリスクから解放されていない部分} \\ &+ \text{過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから解放された部分 (リサイクリング)} - \text{少数株主損益} \end{aligned}$$

## ○ 収益と費用

このように、討議資料では財務報告の目的との関係で純利益が財務諸表の構成要素として積極的に位置付けられているが、その原因を明らかにする収益や費用についても、純利益（及び少数株主損益）に関連づけた定義がなされている。

収益は、「純利益または少数株主損益を増加させる項目」であり、「特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分」をいう。また費用は、「純利益または少数株主損益を減少させる項目」であり、「特定期間の期末までに生じた資産の減少や負債の増加に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分」をいう。

このように、収益や費用は、投入要素に投下された資金（投下資金）が投資のリスクから解放された時点で把握される。

収益サイドでは、投下資金は、将来得られるキャッシュフローが不確実であるというリスクにさらされているが、キャッシュが獲得されることによって、このような投資のリスクがなくなったり、得られたキャッシュの分だけ投資のリスクが減少したりすることになる。また、費用サイドでは、投下資金は、キャッシュが獲得されたとき、または、もはやキャッシュを獲得できないと判断されたときに、その役割を終えて消滅し、投資のリスクから解放されることになる。

ただし、ここでいうキャッシュは、現金及びその同等物よりも範囲が広い。投資の成果がリスクから解放されるという判断においては、実質的にキャッシュの獲得とみなされる事態も含まれることに留意が必要である。

## 〔6〕財務諸表における認識と測定

認識とは、「構成要素を財務諸表の本体に計上すること」であり、測定とは「財務諸表に計上される諸項目に貨幣額を割り当てること」である。

認識と測定に関する章では、財務報告の目的を達成するという観点から、財務諸表の構成要素における定義を充足した各種構成要素を、どのようなタイミングで認識すべきか（認識の契機）、それらをどのように測定すべきかという問題とが採り上げられている。

後者に関しては、財務諸表で認識される各構成要素の測定方法としてどのような選択肢があり得るのか、また、それぞれの測定値がどのような意味を持ち得るのかが、「資産・負債」の測定に関する部分と、「収益・費用」の測定に関する部分とに大別して論じられている。このうち、「資産と負債」に関する部分では、各測定値が企業の投資とどのような関連をもつのか、より具体的に言えば、各測定値による貸借対照表上の評価額が有する意味や、その評価額の期間変動額が有する意味、それが、投資の成果を表す情報として意味を持ち得るか、どのような実態や本質の投資に関して意味を持ち得るかといった観点からの検討が加えられている。

他方、「収益と費用」に関する部分では、純利益がリスクから解放された投資の成果として定義されていることを受け、企業が投資した資金は、いつ投資のリスクから解放され、投資の成果を表す収益はどのように計上されるのかに焦点が当てられている。

全体として、企業の投資と会計上の測定値との関係に着目した記述が行われており、それぞれの認識・測定方法はどのような状態の投資に適用し得るのか、それを適用した結果、各測定値にはどのような意味が与えられるのかを記述している点がこの概念フレームワークの特徴となっている。

紙幅の都合上、個別の認識・測定方法については言及しないが、全般的な事項として、測定値の選択についての考え方と、投資のリスクからの解放の意味についてのみ触れておきたい。

この概念フレームワークにおいては、資産や負債のさまざまな測定値を混在させ、それらの測定値がどのような意味を持つのか、どのような場合に意味を持つのかを検討されている。

このようなあり方に対しては、例えば構成要素のところでも少し触れたように、資産や負債が、「経済的便益」という概念を用いて定義されていることとの関係で、現時点での経済的便益（に対する市場一般の期待）を最も適切に反映する測定属性として時価ないし公正価値による測定が最も好ましいという主張が見られる。このような、見解の下では、原始取得原価や未償却原価などは、市場価格などによる測定が困難な場合に限って適用が許容される測定値として消極的に考えられることになろう。

しかし、この概念フレームワークにおいては、例えば市場価格を、すべてのケースにおいて優先的に適用すべき測定値であるとは考えられていない。

財務報告の目的を達成するという観点から、リスクから解放された投資の成果として意味

のある情報を提供しようとするれば、投資の状況に応じて相応しい測定値が求められることになるからである。

たとえば、売買目的有価証券に対する投資のように、事業の目的に拘束されず、保有資産の値上りを期待した投資、すなわち金融投資においては、投資対象となった資産等に生じる価値の変動は、そのまま期待に見合う事実として、リスクから解放された投資の成果に該当することになる。このような投資においては、投資対象となった資産の時価での評価差額が、そのまま期待と対比されるリスクから解放された投資の成果を表していることになる。

これに対して、たとえば製造業における製造機械装置への投資のように、投資の成果として、その機械装置を作って製造した製品の販売によるキャッシュの獲得を期待しているような事業投資においては、機械装置そのものの時価の変動を、リスクから解放された投資の成果とみることはできないであろう。事業投資においては、投資のリスクからの解放とは、事業のリスクに拘束されない独立の資産を獲得したとみなすことができるときであると理解することができよう。

このように、財務報告の目的の達成という観点からは、測定値の選択にあたって投資の実態や本質を確認する必要がある。討議資料では、このような投資の実態や本質を無視して、資産・負債の測定値を例えば時価ないし公正価値で統一すること自体が、財務報告の目的に役立つわけではないという点が強調されている。

## **〔7〕 おわりに**

ASBJ は、日本の会計基準及び財務報告の基礎となる概念を定めるこのような概念フレームワークの整備が、会計基準の国際的収斂に向けた国際的な場での議論に資するものと考えており、そのような国際的な場での議論への積極的な参加を通じて、討議資料の内容自体もさらに進化してゆくものと考えている。

(とよだ しゅんいち)